



# 栃木県公報

令和2(2020)年  
9月29日(火)  
第142号

## 目 次

### 告 示

- 道路の区域の変更..... 843
- 道路の供用開始..... 844
- 建築基準法による道路の指定..... 844

### 選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示..... 845

## 告 示

### 栃木県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2（2020）年9月29日から同年10月28日まで一般の縦覧に供する。

令和2（2020）年9月29日

栃木県知事 福田 富 一

#### I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 鹿沼足尾線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
15	前	鹿沼市上粕尾字会所平1094-4 から 鹿沼市上粕尾字会所平1088-9 まで	7.7 ~ 15.1	153.3	
	後	鹿沼市上粕尾字会所平1094-4 から 鹿沼市上粕尾字会所平1088-9 まで	7.7 ~ 26.7	153.3	

#### II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木二宮線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
44	前	下野市小金井字帝塚1134-1 から 下野市小金井字帝塚1146-1 まで	12.1 ~ 13.3	267.3	
	後	下野市小金井字帝塚1134-1 から 下野市小金井字帝塚1146-1 まで	12.1 ~ 16.2	267.3	

#### III

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 鹿沼下野線

## 道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
65	前	下野市小金井字道金林1333-6 から 下野市小金井字帝塚1127-1 まで	18.0～18.0	1128.5	
	後	下野市小金井字道金林1333-6 から 下野市小金井字帝塚1127-1 まで	18.0～26.6	1128.5	

## 栃木県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年9月29日から同年10月28日まで一般の縦覧に供する。

令和2(2020)年9月29日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
66	主要地方道 今市氏家線	塩谷郡塩谷町大字風見山田878-5 から 塩谷郡塩谷町大字風見山田671-1 まで	令和2(2020)年 9月29日
71	一般県道 下岡本上三川線	宇都宮市下平出町字北原188-5 から 宇都宮市下平出町字北原177まで	令和2(2020)年 9月29日

(道路保全課)

## 栃木県告示第520号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和2(2020)年9月29日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道 路 の 位 置	道路の延長 及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土木事務所
法第42条第1項第4号の規定による道路	下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美1-1、1-1地先、1-2、1-2地先、1-13、1-13地先、4-1、4-3、4-5、4-6、4-7、4-16、5-1、5-2、6-1、6-9、6-10、10-2、10-4、10-15、216-5、232-3、232-23、297、325の各一部 下都賀郡壬生町大字安塚字拓生3343-21、3343-23、3343-24、3343-25、3344-5、3376-19、3441地先、3442、3345地先、3446 下都賀郡壬生町大字安塚字拓生3342-2、3343-1、3343-3、3343-4、3343-5、3343-7、3343-12、3343-19、3343-20、3343-22、3343-26、3343-29、3343-32、3343-33、3344-	延長3412.097m 幅員 6.000m ～25.000m	令和2 (2020)年 9月15日	栃 木 土木事務所

1、3344-2、3344-3、3344-4、  
 3344-7、3344-10、3345、3346、  
 3347-1、3347-3、3356-3、3356-  
 4、3357-9、3357-12、3358-2、  
 3359-2、3360-2、3360-3、3360-  
 4、3360-6、3360-7、3360-8、  
 3360-9、3360-10、3360-11、3360-  
 12、3360-13、3360-14、3360-15、  
 3360-16、3360-18、3360-19、3360-  
 20、3362-1、3362-2、3362-3、  
 3362-4、3362-5、3368-2、3368-  
 3、3368-4、3368-7、3371-2、  
 3374-2、3375-2、3375-2地先、  
 3376-1、3376-2、3376-3、3376-  
 4、3376-5、3376-6、3376-7、  
 3376-12、3376-13、3376-14、3376-  
 15、3376-17、3376-20、3377-1、  
 3377-2、3378、3379、3380、3381-  
 1、3381-2、3440、3441、3441地  
 先、3443、3444、3445の各一部

(建築課)

## 選挙管理委員会

### 栃木県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和2(2020)年9月29日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
32,634人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
303,960人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
142,559人
- 4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数
 

足利市選挙区	40,902人
栃木市選挙区	44,404人
佐野市選挙区	32,885人
鹿沼市選挙区	27,092人

日光市選挙区	23,332人
小山市・野木町選挙区	52,341人
真岡市選挙区	21,439人
大田原市選挙区	19,790人
矢板市選挙区	9,109人
那須塩原市・那須町選挙区	39,643人
さくら市・塩谷郡選挙区	23,529人
那須烏山市・那珂川町選挙区	12,162人
下野市選挙区	16,757人
芳賀郡選挙区	17,813人
壬生町選挙区	10,916人

---